

# 岐阜県公報

## 目 次

### 規 則

岐阜県政府調達苦情検討委員会規則の一部を改正する規則 (出納管理課)

ページ  
一

号 外 (二) 平 成 三 十 一 年 二 月 一 日

## 規 則

岐阜県政府調達苦情検討委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三号

岐阜県政府調達苦情検討委員会規則の一部を改正する規則

岐阜県政府調達苦情検討委員会規則(平成二十五年岐阜県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条を第十二条とし、第五条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の一条を加える。

(委員の身分保障)

第五条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合は除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

( 火 曜 日 )  
( 金 曜 日 )

発 行

( 休 日 に 当 た る )  
( と き は 翌 日 )

平 成 三 十 一 年 二 月 一 日

平成三十一年二月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社